

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成19年10月
(第1回訂正分)

株式会社ナチュラム

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成19年10月1日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

- 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由
平成19年9月18日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,500株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し600株の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、平成19年9月28日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。
- 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 平成19年9月18日(火)開催の取締役会決議によっております。

(注) 1の番号及び2の全文削除

2 【募集の方法】

平成19年10月10日(水)に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の**金融商品取引業者**(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成19年9月28日(金)開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(発行価額)(153,000円)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「318,750,000」を「229,500,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「171,562,500」を「137,250,000」に訂正

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「318,750,000」を「229,500,000」に訂正

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「171,562,500」を「137,250,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5 仮条件(180,000円～220,000円)の平均価格(200,000円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は300,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「払込金額(円)」を「発行価額(円)」に訂正

<欄内の数値の訂正>

「発行価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「153,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、180,000円以上220,000円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成19年10月10日(水)に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見並びに需要見通し、現在の株式市況や最近の新規上場株式に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(153,000円)及び平成19年10月10日(水)に決定する予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

5 株券受渡期日は、平成19年10月19日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株券等に関する業務規程」第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に金融商品取引業者に通知された方には、上場(売買開始)日以降に金融商品取引業者を通じて株券が交付されます。

7 申込みに先立ち、平成19年10月2日(火)から平成19年10月9日(火)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及び委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額(153,000円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の記載の訂正>

「引受人の氏名又は名称」及び「住所」の欄：「丸八証券株式会社」及び「愛知県名古屋市中区栄三丁目4番28号」を削除

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「S B I イー・トレード証券株式会社933、野村證券株式会社336、新光証券株式会社105、みずほ証券株式会社42、高木証券株式会社21、J A I C証券株式会社21、オリックス証券株式会社21、楽天証券株式会社21」に訂正

<欄外注記の訂正>

- (注) 1 上記引受人と発行価格決定日(平成19年10月10日(水))に元引受契約を締結する予定であります。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち18株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
- 3 S B I イー・トレード証券株式会社は、平成19年10月1日(月)にS B I証券株式会社と合併いたしました。

(注) 1の全文削除及び2、3、4の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「343,125,000」を「274,500,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄：「331,125,000」を「262,500,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(180,000円～220,000円)の平均価格(200,000円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額262,500千円については、当社のEコマース(インターネット通信販売)事業における基幹業務システムであるN E X A Sの改良、改善及び仕入業務システムの改良、改善並びに顧客情報や商品情報等のデータベース管理用サーバー増設の設備投資に200,000千円を充当し、残額をEコマース(インターネット通信販売)事業の業務の拡大に伴う釣具、アウトドア用品販売のための商材(商品)購買資金等の運転資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式】

平成19年10月10日(水)に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の**金融商品取引業者**(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「本売出し」という。)を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「150,000,000」を「120,000,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「150,000,000」を「120,000,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

(注) 3 売出価額の総額は、仮条件(180,000円～220,000円)の平均価格(200,000円)で算出した見込額であります。

第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット―「ヘラクレス」への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式株券について、SBIイー・トレード証券株式会社を主幹事**金融商品取引業者**として、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット―「ヘラクレス」への上場を予定しております。

第二部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

【財務諸表等】

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財務状態の概況

平成19年9月7日開催の取締役会において承認された第8期事業年度の中間会計期間(平成19年2月1日から平成19年7月31日まで)の中間財務諸表は次のとおりであります。

なお、この中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、**金融商品取引法**第193条の2の規定に基づく中間監査は未了であり中間監査報告書は受領しておりません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成19年1月31日	ビービーネット株式会社代表取締役社長 田中英司	大阪府大阪市北区堂島浜1丁目4番16号	特別利害関係等(当社の大株主上位10名)	ジェイ・エス・ビー・エフ2号投資事業有限責任組合無限責任組合員 日本アジア投資株式会社取締役社長 立岡登典次	東京都千代田区永田町2丁目13番5号 赤坂エイトワンビル日本アジア投資株式会社内	特別利害関係等(当社の大株主上位10名)	327	81,750,000 (250,000) (注) 4	所有者の事情による
平成19年6月15日	ソフトバンク・インターネットテクノロジー・ファン ド3号業務執行組合員 SBIインベストメント株式会社代表取締役 北尾吉孝	東京都港区六本木1丁目6番1号	—	SBIインキュベーション株式会社代表取締役 中川 隆	東京都港区六本木1丁目6番1号	特別利害関係者等(金融商品取引業者の資本的関係会社)	70	17,500,000 (250,000) (注) 5	所有者の事情による

- (注) 1 当社は、株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」への上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下、「上場前公募等規則」という。)第15条並びに「上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い」(以下、「上場前公募等規則の取扱い」という。)第14条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ。))が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の翌日(平成17年2月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式、新株予約権の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同取引所が定める「ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に関する有価証券上場規程の特例の取扱い」2(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書」に記載することとされており、
- 2 当社は、上場前公募等規則第16条並びに上場前公募等規則の取扱い第14条の2の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事**金融商品取引業者**は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされており、
- また、当社は当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており、同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされており、また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検査した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事**金融商品取引業者**の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされており、
- 3 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により**総株主等**の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員。
- (2) 当社の大株主上位10名。
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員。
- (4) **金融商品取引業者**及びその役員並びに**金融商品取引業者**の人的関係会社及び資本的関係会社。
- 4 移動価格は、株価倍率法(PER法)及び簿価純資産法による加重平均を用いて算出した評価額を参考として、当事者間で協議の上合意した価格であります。
- 5 移動価格は、類似会社比準方式、ディスカウント・キャッシュフロー(DCF)方式及び時価純資産方式による加重平均を用いて算出した評価額を参考として、当事者間で協議の上合意した価格であります。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有 株式数の割合(%)
SBI インキュベーション株式 会社(注)7	東京都港区六本木1丁目6番1号	70	0.61
計		11,446 (1,779)	100.0 (15.54)

(注) 1 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2 特別利害関係者等(当社代表取締役会長兼社長)

3 特別利害関係者等(当社代表取締役会長兼社長の配偶者又は二親等内の血族)

4 特別利害関係者等(当社取締役)

5 当社従業員

6 当社監査役及び従業員

7 特別利害関係者等(金融商品取引業者の資本的関係会社)

8 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9 ()内は、ストックオプションによる潜在株式数及びその割合であり、内数であります。